最終更新日:2018年12月28日
株式会社ジャステック
代表取締役社長 中谷 昇
問合せ先:総務経理本部 本部長 村中 英俊
証券コード:9717

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会から求められている価値観および倫理観に基づいて、持続可能な価値創造と市場創造に向け、特に経営の透明性確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります。この方針に基づき、当社の業務執行および監督の仕組みを以下の通りとしております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則 1-2-④ 議決権の電子化行使および招集通知の英訳】
当社の株主における海外投資家の便宜を考慮し、招集通知および参考書類の英訳を行っております。今後は、株主の構成変化等を踏まえて、機関投資家等の実質株主の議決権行使状況を早期に把握するために、議決権の電子行使を可能とする プラットフォームへの参加の検討を進めてまいります。

【補充原則 4-3③ 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】
代表取締役社長の解任に関する具体的な手続きやその評価基準は定めておりませんが、当社は能力主義に基づく取締役の相互評価および社外取締役である監査等委員の評価を踏まえ、取締役会で十分検討の上、代表取締役社長の続投の可否を決定しております。

【補充原則 4-10① 独立社外取締役による重要事項への関与】
当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しており、監査等委員である取締役3名全員が独立社外取締役であります。監査等委員は、取締役会の一員として経営の方針および重要事項に関する審議に加わります。また、当社では監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容について取締役会に付議する前に、独立社外取締役を構成員とする監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としております。

【原則 4-11 取締役会の実効性確保】
当社の取締役会は、当社の事業に精通した業務執行取締役6名、非業務執行取締役1名および社外取締役である監査等委員3名で構成されております。また、当社の監査等委員は、財務・経理の執行管理業務、監査業務および公認会計士業務等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えて構成していると認識しております。
しかしながら、ジェンダーや国際性の面における多様性という点では課題があると認識しております。今後、外国籍の取締役人財の登用に向けた検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】
当社は、事業上の関係の維持、強化につながる株式を保有することを基本原則として、この原則に適合しない株式保有は解消することとします。ま た、政策保有株式の議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上の観点を含め総合的に勘案しながら、適切に行使していくものとし ます。
なお、現在は、政策保有株式は保有しておりません。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】
当社は、すべての取締役に対して、半期毎に関連当事者間取引の有無・状況について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について監視する体制を構築しております。
なお、関連当事者間の利益相反取引が発生した場合には、その都度、取締役会の承認を得ることにしております。該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議することとしております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付年金(DB)および確定拠出年金(DC)を採用しております。

確定給付年金(DB)の運用は、従業員の安定的な資産形成に加えて、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、確定給付年金(DB)と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理につとめます。
ただし、当該原則が求める外部の専門家の採用を含む人材の配置・登用などの人事面・運営面での関与については、今後の動向を見極めた上で、その必要があると判断された場合に、あらためて検討することとします。

【原則 3-1 情報開示の充実】
当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について主体的な情報発信を行っております。

(1) 経営理念および基本戦略ならびに中長期事業計画を当社ウェブサイト、株主通信および決算説明資料等にて開示しております。

⑵ コーポレート･ガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレート･ガバナンス報告書および有価証券報告書にて開示しております。

⑶ 取締役の報酬等については、監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役別に、株主総会で決議された報酬額の限度内で、固定報酬、賞与、ストックオプションおよび退職慰労金を、会社の業績、経営内容および経済情勢等を考慮し、取締役会の決議および監査等委員の協議により決定しており、有価証券報告書でも開示しております。

⑷ 監査等委員以外の取締役の選解任を含む候補者の選任は、取締役会で、事業全般に提言および提案できる能力および識見に加え、担当業務の遂行能力等を総合的に勘案して決定することといたします。
また、監査等委員である取締役の選解任を含む候補者の選任については、取締役会で、専門分野の知見および識見に加え、事業全般について提言および提案できる能力を重視し、事業経営や関係法令等の各分野において高い専門知識や豊富な経験を有する者を監査等委員の事前同意を得て決定することといたします。

⑸ 取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）の選解任および指名等理由については、株主総会招集通知に具体的な説明を記載することとします。

【補充原則 4-1①　取締役会の経営陣への権限委任】
当社は、法令･定款で定められた事項のほか、経営の方針および重要事項については取締役会で意思決定しております。
なお、重要事項のうちの一部は、業務執行取締役に委任しています。具体的には、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、取締役の責任と権限を明確にしております。

【原則 4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、各々の専門領域における豊富な経験と高い見識により、当社の経営課題について積極的に提言、提案および意見を表明することができる人物を候補者に選定し、取締役会の審議を経て、候補者を決定することとしております。

【補充原則 4-11①　取締役会による取締役の選任方針等の開示】
当社は、定款において監査等委員以外の取締役の員数を１０名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定めております。 当社の業務に精通し且つ社外の状況に精通した「社内取締役」と、社外における豊富な経験と知見を有し且つ社内の状況に理解ある「社外取締役」とを組み合わせて、取締役会全体としての知識･経験および能力のバランスならびに多様性および規模を具備した構成としております。

【補充原則 4-11②　取締役の業務振り向けおよび兼任状況の開示】
監査等委員である取締役3名のうち2名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任しておりますが、 その役割および責務を適切に果たすために必要となる時間および労力を振り向けられており、合理的な範囲にとどまっていると認識しております。 なお、取締役の他社での兼任状況は、事業報告および有価証券報告書において、毎年開示を行っております。

【補充原則 4-11③　取締役会の実効性の評価】
当社では、取締役会全体の実効性の分析および評価は、各取締役が当然のこととして行っており、問題があれば必要に応じて対処を行ってまいり ました。この方法に特段の問題がない限り、今後もこの方法を継続してまいります。

【補充原則 4-14②　取締役に対するトレーニング方針】
当社の取締役に対するトレーニング方針は、取締役の自己研鑽を基本としております。具体的には、取締役は、取締役として必要な知識等を涵養する必要がある場合には、その内容を自ら企画し研鑽を行い、会社はこれをサポートすることにしております。

【原則 5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IR 担当部署（総務経理本部）を設置し、株主や投資家からの対話（面談）の申込に対して窓口となり、適切な対応が取れるよう組織体制を整備しておりま す。 また、決算説明会等に参加できない株主･投資家に対しては、半期に一度「株主通信」を発行し、当社ウェブサイト等に説明会等の関連資料および動画を掲示して開示するなど、公正公平なディスクロージャーに努めております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 神山茂 | 2,953,600 | 17.38 |
| 有限会社サスヤマ | 1,200,000 | 7.06 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCROO | 1,029,800 | 6.06 |
| ジャステック従業員持株会 | 999,994 | 5.88 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 593,280 | 3.49 |
| 第一生命保険株式会社 | 550,000 | 3.23 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 487,400 | 2.86 |
| 日本生命保険相互会社 | 402,480 | 2.36 |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMIBUS ACCOUNT OM02 505002 | 380,900 | 2.24 |
| 日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口） | 328,800 | 1.93 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |

| | |
|---|---|
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 11 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 竹田　正人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 永島　豊 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |
| 松本　実 | 公認会計士 | | | | | | | | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 竹田　正人 | ○ | ○ | （該当事項なし） | 他社の経理部門および監査役の要職を務め、また、当社でも社外監査役として職務を適切に遂行してきました。企業経営に関する豊富な知識および経験から、当社の経営および監査等への貢献を期待して監査等委員である社外取締役に選任いたしました。 |
| 永島　豊 | ○ | ○ | （該当事項なし） | 公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有する会計の専門家で、当社においては社外監査役の職務を適切に遂行してきました。当社の経営および監査等への貢献を期待して監査等委員である社外取締役に選任いたしました。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 松本　実 | ○ | ○ | 平成24年9月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属し公認会計士として勤務されていました。その間、当社の監査には関与しておりま せん。 | 公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有する会計の専門家で、他社の社外監査役および社外取締役の要職を務め、また、当社においても社外監査役の職務を適切に遂行してきました。当社の経営および監査等への貢献を期待して 監査等委員である社外取締役に選任いたしま した。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 0 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の緊密な連携体制が構築されているため。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

2．監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。

3．監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、株主総会の承認を得てストックオプションを発行しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、これまでに、通算で17回のストックオプションを付与しており、その行使可能ストックオプションの残存総数は2018年11月30日現在、996,600株です。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定に関する方針は、次のとおりとなります。
a.固定報酬
監査等委員以外の取締役の固定報酬につきましては、世間水準、経営内容および社員給与等とのバランスを考慮して、平成28年2月25日開催の定時株主総会で決議いただいた当該取締役の報酬総額の限度内(年額1億5千万円以内)において、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の固定報酬につきましては、平成28年2月25日開催の定時株主総会で決議いただいた当該取締役の報酬総額の限度内(年額3千万円以内)において、当該取締役の協議により決定しております。
b.業績連動賞与
取締役の賞与につきましては、業績連動賞与のみを支給することとし、株主総会の決議をいただいた後、支給します。これにより、取締役の報酬の一部が業績に連動することになり、業績および企業価値の向上に対する当該取締役の経営責任が一層明確になります。
[取締役の業績連動賞与の算定方法]
当社は、社員に対して、定期賞与とは別に、会社の経営成績に応じて支給する業績賞与制度を有しております。当該業績賞与の支給月数は取締役会にて決定しておりますが、取締役の業績連動賞与の支給月数はこれに準じて、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については当該取締役の協議により決定しております。
・各取締役の業績連動賞与=各取締役の取締役報酬月額×業績連動賞与の月数
ただし、各取締役の取締役報酬月額の6ヶ月を上限といたします。
c.ストックオプション
監査等委員以外の取締役のストックオプションにつきましては、各期のストックオプションとして当該取締役に発行する新株予約権に関する報酬等の額を当該期の株主総会で決議いただいた当該報酬総額の限度内において、取締役会で決定しております。なお、監査等委員である取締役にはストックオプションは付与しない方針であります。
d.退職慰労金
取締役の退職慰労金につきましては、株主総会において贈呈の決議をいただいた後、その具体的金額および贈呈の時期、方法等は、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については当該取締役の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

1.当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。
2.当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社会から求められている価値観および倫理観に基づいて、持続可能な価値創造と市場創造に向け、特に経営の透明性の確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります。この方針に基づき、当社の業務執行および監督の仕組みを以下のとおりとしております。

イ 民主的経営の実践
中長期事業計画、予算および経営課題などに関する重要な経営情報について、取締役および社員による共有化を図る一方、社員からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践しております。

ロ 取締役会の充実
毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備しております。また、これらの議論および決定事項は、前述の民主的な経営の実践の中で広く社員へも情報開示されております。

ハ 執行役員制度の導入
執行役員制度を導入し、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化しております。

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。
監査等委員である取締役3名全員は、社外取締役であり、豊富な実務の知見から取締役会などの意思決定において客観的な監督機能を 果たす

**者であります。**
**これにより、取締役会の監督機能のより一層の強化、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実および企業価値の向上が図れるものと考えております。**

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の3週間前を目処に発送している。<br>また、招集通知の発送前に当社ウェブサイトにより電子的に開示している。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 事業年度を12月1日から11月30日としている。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 招集通知および株主総会参考書類につきましては英訳し当社ウェブサイトに開示しております。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 第1四半期および第3四半期決算後に各1回、計年2回の定期説明会を実施 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期および期末決算発表に伴い機関投資家向けに説明会を実施 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 短信、株主通信、IR説明会資料、招集通知、決議通知、有価証券報告書 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 総務経理本部本部長　村中　英俊 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業行動憲章を定め、会社ホームページに開示。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | ＩＳＯ14001認証取得、環境報告書を会社ホームページに掲載。<br>人道的任務達成機関への寄付。<br>伝統文化普及活動への協賛。<br>ボランティア休暇制度。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 企業行動憲章を定め、会社ホームページに開示。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。（会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハ）

【1】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第110条の４第２項第１号）
1．当社は、代表取締役社長直轄の「情報セキュリティ管理室」を設置しており、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで取扱う情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。（当社は、「ISO27001」の認証を一般財団法人日本 品質保証機構より受けております。）
2．当社は、「個人情報保護マネジメントシステム」を定めており、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、個人情報の保護に努めることとします。（当社は、「プライバシーマーク」の付与を一般財団法人日本情報経済社会推進協会より受けております。）
3．当社は、法令に基づく備置書類および公告義務書類をはじめ、会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、「情報センター」を設置しており、「情報センター運営規則」を定め、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取扱いを一元的に管理することとします。

【2】損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の４第２項第２号）
1．当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。
2．当社は、代表取締役社長直轄の組織として、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行する「予算編成委員会」を設置しており、予算編成委員会は予算統制状況を定時取締役会へ報告することとします。
3．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役職員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。
4．当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。
　ア．情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）
　イ．品質マネジメントシステム（ISO9001、CMMI）
　ウ．環境マネジメントシステム（ISO14001）
5．当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取組みとして、当社および企業集団の業務に係るリスクを識別し対処する包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備する ことします。

【3】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の４第２項第３号）
1．当社は、中長期事業計画、年度総合予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、提案制度に基づく社員から経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っております。経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践することとします。
2．当社は、毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。
3．当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化することとします。

【4】取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の４第２項第４号）
1．当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。
2．当社は、「企業行動憲章」で『良き企業市民として、社会の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』ことを会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」を定め、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を役職員に周知し、徹底することとします。
3．当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を構成員とする「ＣＳＲ委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行なうこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。
4．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

【5】当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第110条の４第２項第５号）
【5】-1．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の４第２項第５号-イ）
1．毎月開催する当社の定時取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および事業年度末における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

【5】-2．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の４第２項第５号-ロ）
1．当社は、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【5】-3．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の４第２項第５号-ハ）
1．代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。
2．監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

【5】-4．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の４第

2項第5号-ニ)
1．当社は、企業集団各社のＣＳＲ(Corporate Social Responsibility)ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。

【6】監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)
1．当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。
2．当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

【7】前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)
1．監査等委員会の要請に基づいて監査等委員会付社員を置く場合、当該社員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
2．当該社員の人事考課等については、監査等委員会の評価に基づいて監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

【8】監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)
1．監査等委員会付社員を置く場合、当該社員が監査等委員会の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。

【9】監査等委員会への報告に関する体制(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)
【9】-1．取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第4号ーイ)
1．当社は、毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、監査等委員以外の取締役および社員の職務執行について意見交換を実施することとします。 2．監査等委員以外の取締役および社員は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告することとします。
3．当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として社内に「ヘルプライン」を設置するとともに、社外の法律事務所に社内から独立した相談および通報窓口を設置することとします。その担当部門であるコンプライアンス室は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、取締役会および監査等委員会に適時報告することとします。
4．監査等委員は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、監査等委員以外の取締役および社員に説明を求めることができることとします。

【9】-2．子会社の取締役および使用人または当該取締役および使用人から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告をするための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第4号ーロ)
1．子会社の取締役および社員は、法令等の違反行為および企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役ならびに当社の監査等委員会および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。

【10】前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)
1．当社は、監査等委員会への報告を行った当社ならびに子会社の取締役、監査役および社員に対して、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、企業集団の役職員に周知することとします。

【11】監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)
1．監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。
2．監査等委員の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。

【12】その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)
1．監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。
2．監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。
3．監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」において、『良き企業市民として、社会の発展に貢献するとともに、広く社会に目を開き、企業の行動が社会常識から 逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言しております。また、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨の指針を全社員に周知し、徹底することとします。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

内部統制の体制図

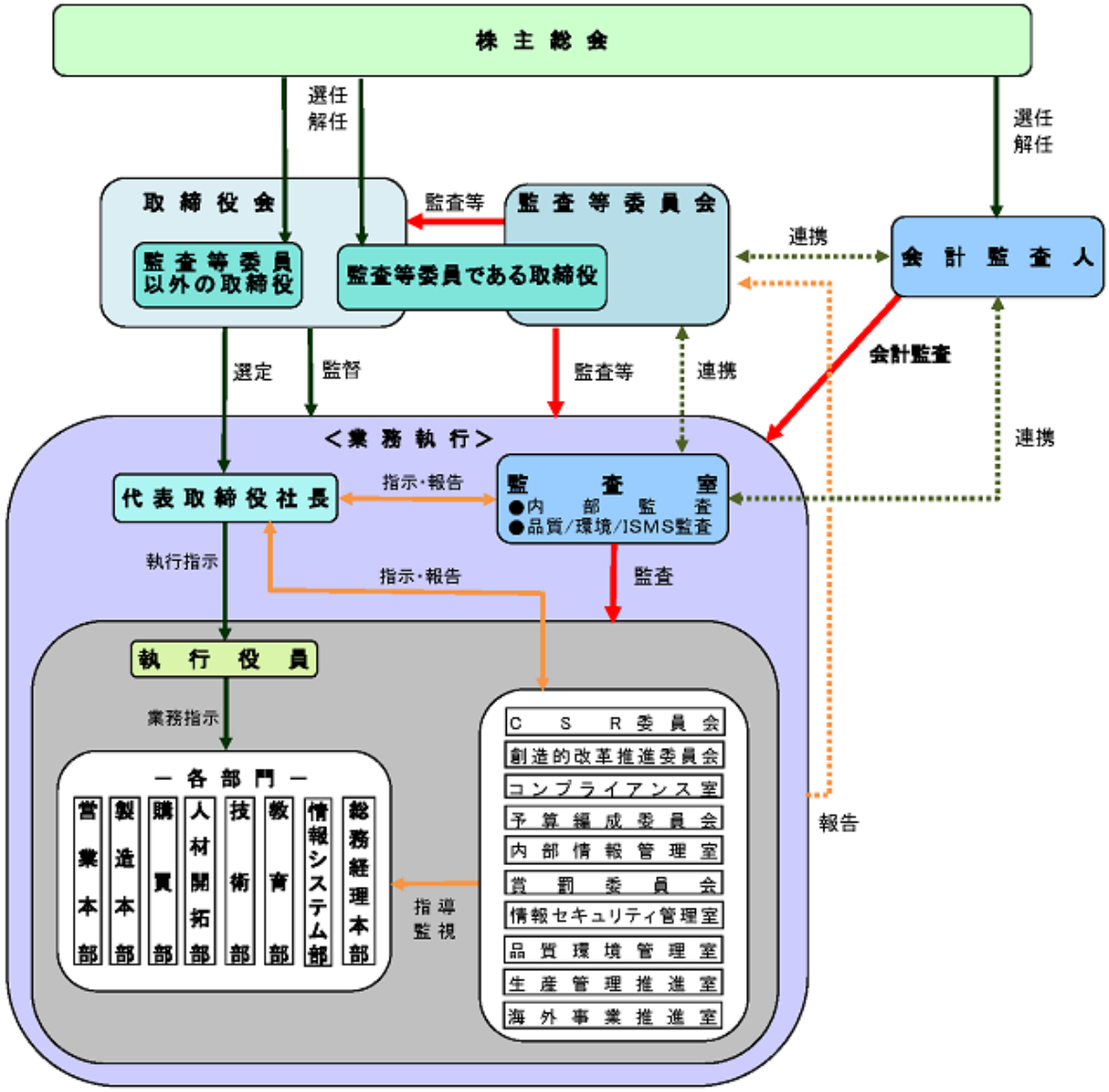
株主総会
選任
解任
選任
解任
取締役会
監査等委員以外の取締役
監査等委員である取締役
監査等
監査等委員会
連携
会計監査人
選定
監督
監査等
連携
会計監査
連携
＜業務執行＞
代表取締役社長
指示・報告
監査室
●内部監査
●品質/環境/ISMS監査
執行指示
指示・報告
監査
執行役員
業務指示
－各部門－
営業本部
製造本部
購買部
人材開拓部
技術部
教育部
情報システム部
総務経理本部
指導
監視
CSR委員会
創造的改革推進委員会
コンプライアンス室
予算編成委員会
内部情報管理室
賞罰委員会
情報セキュリティ管理室
品質環境管理室
生産管理推進室
海外事業推進室
報告

# 適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1．重要事実が発生した場合の情報共有化

重要事実が発生した場合、各担当部門の長は、以下の重要な会議にて重要事実を報告し、当該情報を共有化するとともに対策を検討しております。

（重要な会議）

| 会議名称 | 頻度 | 構成員 | 議長 |
|---|---|---|---|
| 定時取締役会 | 毎月 | ・取締役 | 代表取締役社長 |
| 部門間会議 | 隔週 | ・監査等委員以外の取締役および常勤の監査等委員である取締役<br>・各本部の本部長および副本部長<br>・各部の部長（製造部部長は除く）<br>・必要に応じて、製造部部長ならびに各部の課長 | 代表取締役社長（予算編成委員会主催） |

2．内部情報の管理統括部署

内部情報の管理統括部署は内部情報管理室としており、内部情報の把握、管理および公表などを統括しております。

各部門で内部情報が発生した場合は、各部門の内部情報管理責任者（各部門の長）が、内部情報管理室へ届出を行い、内部情報管理室は「会社情報適時開示ガイドブック」および「金融商品取引法」などを参考に、適時、適切な開示を行っております。

3．内部監査、監査等委員会

当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、業務執行ラインとは異なる立場で、業務執行の状況を監査し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めております。

また、監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとしています。

適時開示に係る社内体制の仕組みを図示いたしますと次のとおりであります。

